

(提案基準第1号)

世帯分離の住宅に係る開発又は建築に関する基準

この基準は、従前から市街化調整区域において自己の土地を保有しつつ、生活の本拠を有する世帯が分離する際、通常必要とする住宅の確保のための開発又は建築を、次の要件の全てに該当すれば、やむを得ないものとして容認するものである。

1 申請地は、次のいずれにも該当していること。

- (1) 世帯分離する前の世帯に属する者（以下「分離前世帯者」という。）が、線引き前から所有している（線引き後に相続により所有することとなった場合を含む。）土地であること。
- (2) 分離前世帯者が現に存する地域内又は近隣の既存集落若しくはその周辺の地域内に所在する土地であること。
- (3) 申請者の勤務地と合理的な位置関係にあること。

2 申請者は、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 申請地を所有する分離前世帯者と同居の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条第1号又は第3号に掲げる者をいう。）であること。ただし、分離前世帯者の子にあつては、同居を要しないものとする。
- (2) 過去において同様の申請により住宅を建築していないこと。

3 分離前世帯者の住居は、市街化調整区域内又は市街化調整区域から直線で500メートルの範囲内に位置し、かつ、違法に建築されたものではないこと。

4 新規の住宅の確保の必要性について合理的理由が存すること。

5 申請に係る建築物の規模等は、申請者の自己用住宅としてふさわしいものであること。

6 開発又は建築の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(平成12年11月23日から施行)

(令和7年11月4日から改正施行)